

事 務 連 絡
令和2年3月31日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部長

テレワーク・時差通勤の活用促進について(再要請)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局旅客課より、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の活用促進について再要請がありました。

テレワークや時差出勤については、別紙2の2月26日付け国土交通省事務連絡において、活用促進をお願いしておりますが、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、職場等における感染の拡大防止にテレワークや時差出勤が有効であることが、改めて示されたことを受けたものです。

つきましては、傘下の会員事業者にご周知頂きますようお願い致します。

以上



事務連絡
令和2年3月31日

- (公社) 日本バス協会理事長 殿
- (一社) 公営交通事業協会事務局長 殿
- (一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿
- (一社) 全国個人タクシー協会理事長 殿
- (一社) 全国福祉輸送サービス協会理事長 殿
- (一社) 全国自動車無線連合会理事長 殿
- (一社) 全国レンタカー協会理事長 殿
- (公社) 全国運転代行協会会長 殿
- (公財) 交通安全振興機構理事長 殿
- (一社) 日本自動車運行管理協会理事長 殿

国土交通省
自動車局旅客課長

テレワーク・時差通勤の活用促進について（再要請）

国土交通省では、新型コロナウイルスの国内感染防止の防止を図るため、テレワークや時差通勤について、「当面のイベント等の開催及び時差出勤・テレワークの活用促進について（要請）（令和2年2月26日付け事務連絡）」において、活用促進をお願いしているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、職場等における感染の拡大を防止するため、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤が有効であることが、改めて示されたところです。

さらに、新年度においては、新社会人の入社や人事異動等により、通勤・通学事情が大きく変わることから、【貴法人】におかれては、引き続き、テレワークや時差通勤の活用促進を図っていただくようお願いいたします。

（参考）

- 当面のイベント等の開催及び時差出勤・テレワークの活用促進について（要請）
（令和2年2月26日付け事務連絡）（別添）

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第十八条に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614803.pdf>

事務連絡
令和2年2月26日

- (公社) 日本バス協会理事長 殿
- (一社) 公営交通事業協会事務局長 殿
- (一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿
- (一社) 全国個人タクシー協会理事長 殿
- (一社) 全国福祉輸送サービス協会理事長 殿
- (一社) 全国自動車無線連合会理事長 殿
- (一社) 全国レンタカー協会理事長 殿
- (公社) 全国運転代行協会理事長 殿
- (公財) 交通安全振興機構理事長 殿
- (一社) 日本自動車運行管理協会理事長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

当面のイベント等の開催及び時差出勤・テレワークの活用促進について（要請）

新型コロナウイルス感染症については、今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であります。こうした考えの下、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下、「基本方針」という。）が新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されました。

右方針を踏まえ、下記のとおり要請させていただきますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

① 当面のイベント等の開催について

基本方針でも記されている様に、イベント等の開催について、現時点で、全国一律の自粛要請を行うものではないものの、地域や企業に対して、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請を行っているところです。（※）

その上で、本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、

「政府といたしましては、この1～2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」とのご発言があったところです。

これを踏まえ、貴協会におかれては、本要請内容について、会員各位に周知徹底の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

※ 国土交通省では、2月20日に厚生労働省から発表された「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」において、イベント等の開催について、その必要性の改めての検討を要請すること等が示され、これを受け、既に所管業界に対してその内容を広く周知し、感染拡大防止のための取組を要請したところ。

② 時差出勤・テレワークの活用促進について

現在、国土交通省では、政府全体の方針に基づき、2月25日よりテレワークや時差出勤を活用して可能な限り多くの職員が混雑時間帯を避けて職務を行えるよう、必要な態勢の整備を図っております（別添①官房長官会見）。

これを踏まえ、24日付で省内に、25日付で地方機関等に対してそれぞれ早出遅出勤務の特例について通知するとともに、25日には当該特例を活用した混雑時間帯を避けた出勤、テレワークを実施することといたしました（別添②～④）。

また、内閣人事局からは別添の様式に基づき、各府省における時差出勤・テレワーク活用のための体制の整備の状況、及び、時差出勤・テレワーク等により混雑時間帯の出勤を回避した職員数について把握を行うこととされました（別添⑤～⑦）。

については、こうした取組を参考に、貴法人におかれても、国の取組に準じた時差出勤・テレワークの活用促進を図っていただくようお願いいたします。

場合によっては、こうした取組についてフォローアップさせていただくことも想定されますので、その際はご協力を賜れば幸いです。